

宮 城 県 公 報

令和 7 年 7 月 25 日（金）
定期第 619 号

目 次

告示

- 農用地利用集積等促進計画の認可（農業振興課）

公告

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（精神保健推進室）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退（同）

公安委員会

- 警備業法第 22 条第 2 項第 1 号に規定する警備員指導教育責任者講習の実施について（警察本部生活安全企画課）

宮城県告示第473号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和 7 年 7 月 25 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 農用地利用集積等促進計画の概要
別冊のとおり
- 2 認可年月日
令和 7 年 7 月 25 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項の規定により、自立支援医療のうち精神通院医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第 69 条の規定により公告する。

令和 7 年 7 月 25 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 病院・診療所

名称	所在地	指定年月日
やまと在宅診療所名取	名取市増田 9 丁目 2 番 2 号	令和 7 年 7 月 1 日

2 薬局

名称	所在地	指定年月日
青葉の杜薬局 築館店	栗原市築館源光 4－46	令和 7 年 7 月 1 日
調剤薬局ツルハドラッグ 石巻大街道店	石巻市大街道北 3 丁目 1 番 7 号	令和 7 年 7 月 1 日
調剤薬局ツルハドラッグ 多賀城町前店	多賀城市町前 2 丁目 6－5	令和 7 年 7 月 1 日
しんりふ調剤薬局	宮城郡利府町利府字新屋田前 22 イオンモール新利府北館 2 階	令和 7 年 7 月 1 日
きらら薬局	塩竈市南錦町 8 番 20 号	令和 7 年 7 月 1 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 65 条の規定により、次のとおり精神通院医療を行う医療機関として指定した指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第 69 条の規定により公告する。

令和 7 年 7 月 25 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 薬局

名称	所在地	廃止年月日
しんりふ調剤薬局	宮城郡利府町利府字新屋田前 22	令和 7 年 6 月 30 日
青葉の杜薬局 築館店	栗原市築館源光 4－46	令和 7 年 6 月 30 日

2 訪問看護事業者等

名称	所在地	廃止年月日
名取訪問看護ステーション	名取市手倉田字山 208 番地の 1	令和 7 年 6 月 30 日
リハビリ訪問看護ステーションばうむ	柴田郡大河原町大谷字町向 211－3 セブンビル 2 F	令和元年 7 月 1 日

宮城県公安委員会告示第57号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和7年7月25日

宮城県公安委員会委員長 星 倫市

1 講習に係る警備業務の区分及び実施期間

(1) 警備業務の区分

法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号警備業務」という。）

(2) 実施期間

ア 新規取得講習

(イ) 第1回講習

令和7年9月5日（金）から同年9月12日（金）まで（土、日曜日を除く。）の6日間

(イ) 第2回講習

令和7年9月29日（月）から同年10月6日（月）まで（土、日曜日を除く。）の6日間

イ 追加取得講習

(イ) 第1回講習

令和7年9月10日（水）から同年9月12日（金）までの3日間

(イ) 第2回講習

令和7年10月2日（木）から同年10月6日（月）まで（土、日曜日を除く。）の3日間

2 実施場所

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号

一般社団法人宮城県警備業協会

3 受付人員

第1回講習及び第2回講習ともに新規取得講習及び追加取得講習合わせて40人。

4 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申請受付日において、次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事し、かつ、現に当該警備業務に従事している者

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事し、かつ、現に当該警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

受講申請受付日において、2号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び

機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者であって、前記(1)－ア～オのいずれかに該当する者

5 事前申込み

(1) 受付専用電話

宮城県警察本部生活安全企画課受付専用電話（022-224-7311）にて事前申込みを受け付け、予約番号を付与する。

なお、受付は先着順とし、1回の電話での受付は1人とする。また、定員に達した場合は期間内であっても締め切ることとする。

(2) 受付期間

ア 第1回講習

令和7年8月18日（月）から同年8月22日（金）までの5日間（8月18日から21日までは午前9時から午後4時まで、最終日は午後3時まで）

イ 第2回講習

令和7年9月1日（月）から同年9月5日（金）までの5日間（9月1日から4日までは午前9時から午後4時まで、最終日は午後3時まで）

6 受講手続

事前申込みにより予約番号を取得した者に対する受講手続は、次のとおり行う。

(1) 申請受付期間

ア 第1回講習

令和7年8月25日（月）から同年8月29日（金）までの5日間（午前9時から午後4時まで）

イ 第2回講習

令和7年9月8日（月）から同年9月12日（金）までの5日間（午前9時から午後4時まで）

(2) 申込書の提出先

事前申込みの際に警察署を指定するので、申請受付期間内に指定された警察署生活安全課に提出すること。

なお、郵送及び代理人による提出は受け付けない。

(3) 提出書類

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通

イ 資格者証又は修了証明書の写し 1通（追加取得講習受講者のみ）

ウ 受講対象者に該当することを疎明する書面 1通

(ア) 前記4－(1)－アに該当する者

最近5年間に、2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを証明する警備業者等の作成に係る警備業務従事証明書（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(イ) 前記4－(1)－イに該当する者

1級検定の合格証明書の写し

(ウ) 前記4－(1)－ウに該当する者

2級検定の合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

(エ) 前記4－(1)－エに該当する者

旧1級検定の旧検定規則第8条の合格証の写し

(オ) 前記4－(1)－オに該当する者

旧2級検定の旧検定規則第8条の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

(4) 受講手数料

公安委員会関係手数料条例（平成12年宮城県条例第21号）第2条第1項の表63の項に基づき、新規取得講習受講者にあつては38,000円、追加取得講習受講者にあつては14,000円の額を受講申込時に、現金、キャッシュレス決済（クレジットカード、電子マネー、コード決済）又は宮城県収入証紙のいずれかの方法により納付すること。

7 講習の委託先

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号
一般社団法人宮城県警備業協会

8 講習に関する問い合わせ先

宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課